

令和7年度「関ヶ原町総合プロモーション推進事業」業務仕様書

1 委託業務名

関ヶ原町総合プロモーション推進事業業務

2 目的

人口減少社会を迎え、このままでは地域の活力低下が懸念されることから、町外の方に関ヶ原町の魅力を知ってもらい、移り住んでもらうための移住の取組を促進する必要がある。

その一環として、移住を検討している町外在住者との接点を増やす取組として、都市部での移住フェア等に積極的に参加することが必要であると考えている。

移住フェア等は全国から非常に多くの自治体が出展していることもあり、できるだけ多くの来場者と接点をつくるためには、会場内に所狭しと並んだ他自治体のブースの中にあっても埋もれることなく、視覚的にインパクトがあり、かつ関ヶ原町に対し好感を抱かせるデザインとすることで、来場者の気を引き、足を止めてもらえるようなブースの見栄えにすることも必要な要素であると考えている。

以上を踏まえ、本業務では、関ヶ原町が参加する移住フェア等で、視覚的にインパクトがあり、かつ関ヶ原町に対し好感を抱かせるブースとすることで、関ヶ原町を来場者に強く印象付けるためにブース装飾等のコーディネート、製作及び移住フェアへの出展を目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託業務内容

（1）ブース装飾等のコーディネート及び製作

1）ロゴマーク及びキャッチコピーの作成等

ア ロゴマークのデザインは、町への移住及び定住を想起させるような目を引く魅力的で洗礼されたデザインであること。提出する案はロゴマーク単体のものとロゴマークとキャッチコピーを組み合わせたものの2種類とする。ただし、町との協議により変更する場合もある。

イ キャッチコピーは、受け手（移住検討者）の心に残る印象的なものを1案提出すること。ただし、町との協議により変更する場合もある。

ウ ロゴマーク及びキャッチコピーについては、受託者が企画・制作するものとするが、適宜町と協議を行いながら決定するものとする。

2）移住相談ブースのデザインコーディネート及び各装飾資材の製作

本業務の趣旨を踏まえ、下記要件を前提に、ブース装飾のコーディネート案を提案すること。（小物類等も含む。なお、提案に際しては、当該提案の狙いやコンセプトが明らかであればよく、関ヶ原町に関する情報の正確性は求めない。）

また、当該提案に基づき、必要な物品について、製作すること。

＜ブース装飾に関する基本的事項＞

① 移住フェア等におけるブースの役割

- ・移住フェア等におけるブースは、主には自治体が出展者となり、移住や他拠点生活等を検討する参加者が訪れ、当該自治体の情報収集を行ったり、場合によっては移住に向けた活動の相談を行ったりするものである。
- ・このため、合同説明会等のブースのような複数人に対してのセミナー形式とは異なり、各移住相談者と1組（1～2名程度）ずつ対面で着座し、テーブル上の資料等を互いに見ながら移住相談を行う。

② 移住フェア等におけるブース装飾の目的

- ・移住フェア等では、全国から多数の自治体が出展し、参加者に少しでも関心を持ってもらうべく、各々が自治体の魅力を活かし、趣向を凝らしたブース装飾を施している。
- ・その中であって、視覚的にインパクトがあり、かつ関ヶ原町に対し好感を抱かせるデザインとすることで、来場者の関心を引き、関ヶ原町ブースの訪問を考えていなかった来場者にも関心を持って関ヶ原町のブースに訪問してもらえるようなブース装飾を施し、多くの来場者と接点を持つことが目的である。

③ ブースの設備内容及びサイズ

イベントにより異なる場合もあるが、一般的なブースの仕様は下記のとおりであり、当業務にあつては下記の仕様を想定する。

- ・長机 1 台（幅1800mm×奥行600mm）
- ・椅子 4 脚（出展者用・相談者用 各 2 脚）
- ・バックパネル 2 枚（幅900mm×高さ2100mm × 2 枚）
- ・ブースサイン 1 枚（ほとんどの場合、イベント主催者が設営）

※なお、隣のブースとの間隔はほぼ無く、長机及びバックパネルは隣のブースと接しているものとする。

※バックパネルや長机等に貼り付ける場合は、画鋏のみの使用や養生テープのみ使用と、イベントによって異なるので、両方に対応ができるデザインとすること。

④ デザインに関する共通要件

・ターゲット

20代～40代を主なターゲットとし、移住フェアに来場する幅広い年齢層にも好印象を持たれるよう工夫すること。

・訴求ポイント

町内の魅力的な地域資源を訴求すること。自然が豊かで、魅力的な地域資源について、移住検討者に向け分かりやすく伝わるよう、視覚的にインパクトがあり、関ヶ原町に対し好感を抱かせるデザインであることが望ましく、多様な観点でご提案いただきたい。なお、本製作物は数年に渡って使用が可能な仕様とすること。

- ・（１）で作成したロゴマークやキャッチコピー付きロゴ、キャッチコピーのいずれかを
使用すること。
- ・デザインの制作にあたっては、コンセプトやメインカラーを揃えるなど、ブース全体の
見栄えの統一感を重視すること。

＜ブース装飾物品例＞

- ・布ポスター
- ・テーブルクロス
- ・椅子カバー
- ・来場者向けノベルティ

※あくまで参考例であり、物品に限らず自由な提案をしていただきたい。

３）校正

- ・デザイン校正 ２回
- ・色校正 ２回

４）納品

- ・納品物 本業務にて製作した物品およびデザインの入稿データ
- ・納期 令和７年１１月３０日に移住フェアへの出展を予定しているため、それに合わせて
下記のとおり物品の納期とする。
令和７年１１月１４日

（２）移住フェアへの出展

都市部で開催される移住フェアへの出展を企画すること。出展に係る出展料、備品配送料、その他経費を支払うこと。なお、関ヶ原町として令和７年１１月３０日に移住フェアへの出展を予定しているため、それ以外で企画すること。

５ 委託上限額

２,０００,０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

６ 業務実施体制

- （１）本委託業務を監修する業務実施責任者を配置すること。
- （２）業務実施責任者は、調査分析、企画立案のほか、業務従事者を十分指導して業務を安全かつ円滑に実施できるように管理すること。
- （３）業務実施責任者は、関ヶ原町との連絡を密に行い業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- （４）経費、業務内容など関ヶ原町から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- （５）業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- （６）受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を関ヶ原町に通知すること。

7 業務完了後の提出書類

受託者は、本委託業務が完了したときは、その日から起算して10日を経過した日までに、以下の(1)～(2)の書類を提出し、検査等を受けること。

- (1) 委託業務完了届
- (2) 以下の内容を含む実績報告書
 - ・事業実施期間
 - ・事業の成果が確認できる書類
 - ・その他、委託者が指示するもの

8 支払い条件等

- (1) 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には受託者は概算払いを請求することが出来る。
- (3) 本業務を実施する上で、関ヶ原町が指定した以外に必要な機器や物品等の備品購入は認められないものとし、原則として、リースあるいはレンタルでの対応とする。

9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の効率的に行ううえで必要と認めるときは、関ヶ原町と協議によりその一部を委託することができる。
- (2) 個人情報の保護
受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 守秘義務
受託者は、本業務を履行する上で、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 著作権に関すること
別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

10 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 本委託業務において製作したものについては、関ヶ原町に納入するものとする。
- (3) 本委託業務の実施にあたっては、関ヶ原町や関係団体と十分協議した上で行うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 受託者は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために、町から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、町が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 町は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに町に報告し、町の指示に従うものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第 1 印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、町又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第 2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に町に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に町に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第 3 受託者は、町に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 町は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第 4 受託者は、町に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第 5 受託者は、町に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（JPEG 形式または AdobeIllustrator 形式及び PDF 形式、CD-ROM：1 枚）を当該印刷製本物等の引き渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第 1 項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に町に移転する。